



トラックドライバーの作業負担の改善と 事故防止に関する研究



黒川 研究室

2123023 鈴木理子

2123032 半田瑛司

サマリー

背景

時間外労働時間の上限規制に伴う輸送力不足、所謂、物流の2024年問題が社会的な問題として注目されている。この問題の解決策の一つとして、荷主先における待機時間等の削減が求められているほか、近年は荷役作業中の労働災害が増加していることから安全面での対策も求められている。

目的

ヒアリングや現場データの分析を通して物流現場における待機や事故等の実態を把握するとともに、現在の対応状況について確認する。そして、実態把握から改善に向けた有効な対策や関係者間の協力体制について検討することを目的とした。

結論

待機の問題については、主として予約システムや処理能力に関することについて。 積込み・取卸し・附帯作業については、契約の見直しやパレットの活用について。

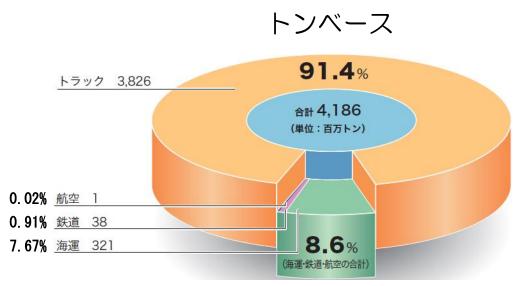
最後に、物流事業者及び発着荷主との関係性について、改善を進めていくための提言を行った。

目次

- トラック輸送の現状
- 待機の問題
- 積込み・取卸しの問題
- 付帯作業の問題
- 主体間(発着荷主と運送会社)の関係性
- 総括(提言のまとめ)

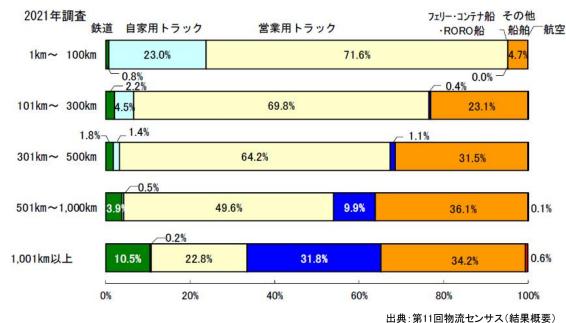
令和4年度(2022年度)輸送機関別分担率

輸送距離帯別にみた代表輸送機関別シャア



41億86百万トン トラックは、トンベースで 約9割の輸送を担っている。

出典:全日本トラック協会『日本のトラック輸送産業 現状と課題 2024』

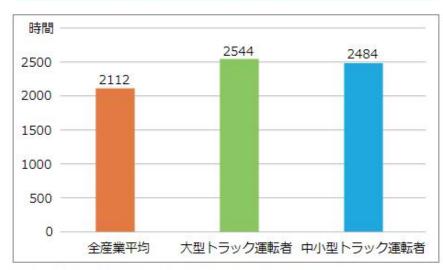


輸送距離100km以下では、輸送の大部分 (94.6%)をトラックが担っている。 また、1001km以上の長距離輸送においても 2割強(23.0%)をトラックが担っている。

トラック運転者の労働時間と所得額

労働時間は、2割長い

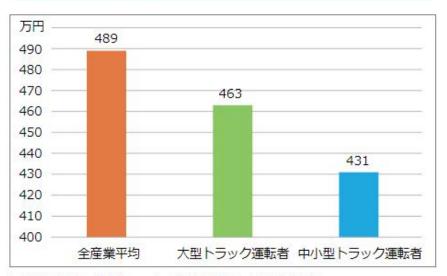
トラック運転者の年間労働時間



厚生労働省 「令和3年賃金構造基本統計調査」

所得額は、1割少ない

トラック運転者の年間所得額



厚牛労働省 「令和 3 年 賃金構造基本統計調査」

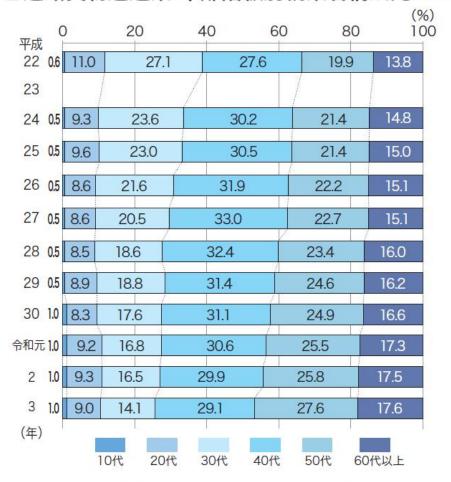
脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況

「運輸業、郵便業」において、脳・心臓疾患及び精神障害の労働災害が多く起きている。 過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況 が良くない。

| 脳·心臓疾患 | 2021年度 | | | | |
|---------------------------|--------|--------------|----------------|--|--|
| 業種(大分類) | 支給決定件数 | 就業者数 (万人) | 100万人 当たり件数 | | |
| 農業,林業、漁業、鉱業, 採石業,砂利採取業 | 3 | 211 | 1. 4 | | |
| 製造業 | 23 | 1, 037 | 2. 2 | | |
| 建設業 | 17 | 482 | 3. 5 | | |
| 運輸業, 郵便業 | 59 | 350 | 16. 9 | | |
| 卸売業,小売業 | 22 | 1, 062 | 2. 1 | | |
| 金融業, 保険業 | 2 | 166 | 1. 2 | | |
| 教育, 学習支援業 | 1 | 346 | 0. 3 | | |
| 医療, 福祉 | 6 | 884 | 0. 7 | | |
| 情報通信業 | 4 | 256 | 1. 6 | | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 7 | 369 | 1. 9 | | |
| その他の事業 | 28 | 1, 503 | 1. 9 | | |
| 合計 | 172 | 6, 667 | 2. 6 | | |

| 精神障害 | 2021年度 | | | | |
|-----------------------------|--------|--------------|----------------|--|--|
| 業種(大分類) | 支給決定件数 | 就業者数 (万人) | 100万人 当たり件数 | | |
| 農業, 林業、漁業、鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 6 | 211 | 2. 8 | | |
| 製造業 | 106 | 1, 037 | 10. 2 | | |
| 建設業 | 37 | 482 | 7. 7 | | |
| 運輸業,郵便業 | 67 | 350 | 19. 1 | | |
| 卸売業, 小売業 | 76 | 1, 062 | 7. 2 | | |
| 金融業,保険業 | 13 | 166 | 7. 8 | | |
| 教育, 学習支援業 | 20 | 346 | 5. 8 | | |
| 医療,福祉 | 142 | 884 | 16. 1 | | |
| 情報通信業 | 27 | 256 | 10. 5 | | |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 39 | 369 | 10. 6 | | |
| その他の事業 | 96 | 1, 503 | 6. 4 | | |
| 合計 | 629 | 6, 667 | 9. 4 | | |

■ 道路貨物運送業 年齢階級別就業者構成比(単位:%)



(注): 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

50歳以上が45.2%と高齢化が進んでいる

■ 道路貨物運送業 就業者数の推移 (単位: 万人)

| | 道路貨物運送業 | | | | | | |
|------|---------|-----|----|-------------|----|----|--|
| 年 | 就業者数 | | | 輸送·機械運転従事者数 | | | |
| | 総数 | 男性 | 女性 | 総数 | 男性 | 女性 | |
| 平成22 | 181 | 148 | 33 | 79 | 77 | 2 | |
| 23 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | |
| 24 | 182 | 150 | 32 | 83 | 81 | 2 | |
| 25 | 187 | 153 | 34 | 84 | 83 | 2 | |
| 26 | 185 | 151 | 33 | 83 | 81 | 2 | |
| 27 | 185 | 151 | 34 | 80 | 78 | 2 | |
| 28 | 188 | 153 | 35 | 83 | 81 | 2 | |
| 29 | 191 | 156 | 35 | 83 | 81 | 2 | |
| 30 | 193 | 155 | 38 | 86 | 84 | 2 | |
| 令和元 | 196 | 156 | 40 | 87 | 84 | 3 | |
| 2 | 194 | 155 | 39 | 85 | 82 | 3 | |
| 3 | 199 | 159 | 40 | 84 | 82 | 3 | |

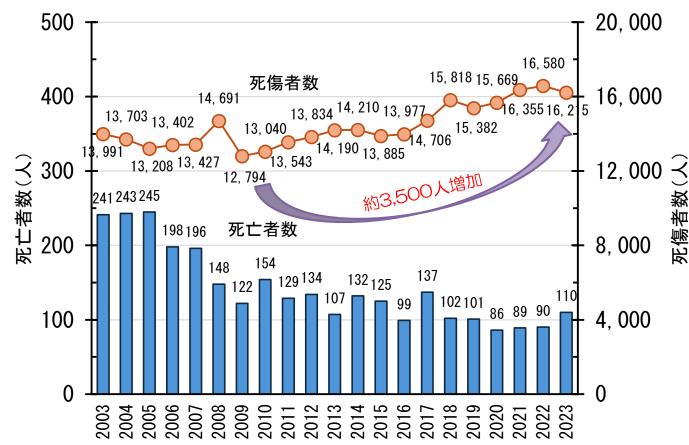
資料:総務省「労働力調査」より作成

- (注): 1. 就業者: 自営業主、家族従業者、雇用者(役員、臨時雇、日雇を含む)
 - 2. 輸送・機械運転従事者:「道路貨物運送業」における輸送・機械運転従 事者は主に自動車運転従事者
 - 3. 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

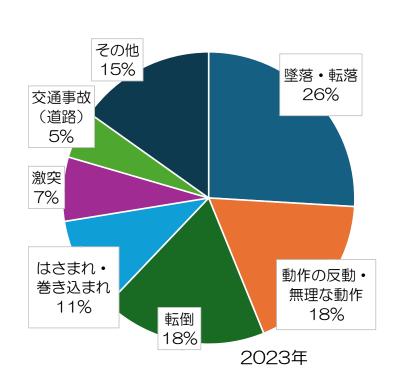
出典:『日本のトラック輸送産業 現状と課題 2022』令和4年3月発行

陸運業における労働災害の発生状況

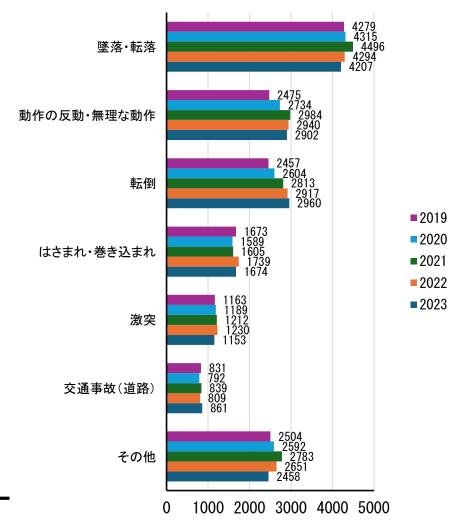
死傷者数は、2009年に最小を記録した以降は増加傾向にある。

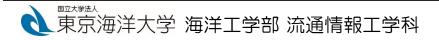


死傷災害における事故の型別災害発生状況

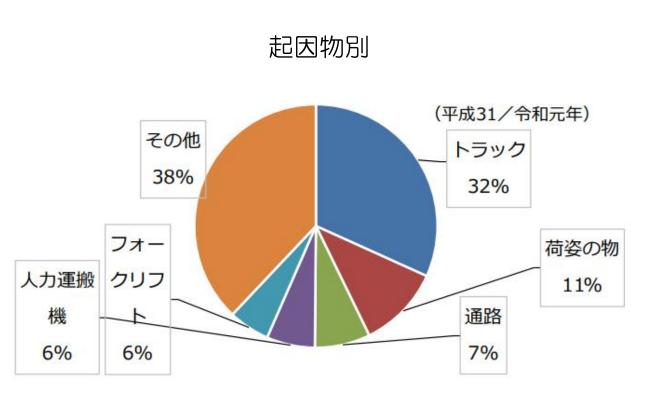


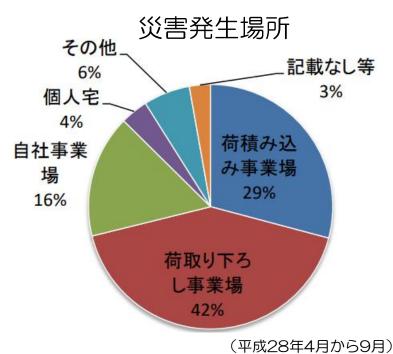
約6割が荷役作業中の災害





死傷災害における起因物別災害発生状況と発生場所





約7割が荷主先の災害

研究の目的

以上のデータが示すとおり、トラック輸送は重要な輸送手段であるにも拘わらず、労 働時間などの待遇が悪く、高齢化が深刻化している。さらには、過労による疾患や精 神障害、事故など多くの労災が起きているなど、労働環境が極めて劣悪となっている。 この問題の解決策の一つとして、荷主先における待機時間等の削減が求められている ほか、近年は荷役作業中の労働災害が増加していることから安全面での対策も求めら れている。

そこで本研究では、ヒアリングや現場データの分析を通して物流現場における待機や 事故等の実態を把握するとともに、現在の対応状況について確認する。そして、実態 把握から改善に向けた有効な対策や関係者間の協力体制について検討することを目的 とする。

ヒアリングの対象企業

- 物流企業: 9社
- ✓ 全国各地の会社
- ✓食品、冷蔵冷凍、日用品、建築資材等を扱う
- 荷主企業:3社
- ✓日用品や食品を扱うメーカー
- ✓他社からの納品もある

ヒアリングの内容

- ① 待機、積込み・取卸し、附帯業務の 現状
 - 待機時間の把握状況
 - 積込み・取卸し時間、附帯業務の時間等 の把握状況
 - 待機、積込み・取卸し、附帯業務の料金 化及び収受の状況
- ② 荷役作業等における安全対策
 - 自社及び発着荷主先における事故の状況 (外装の汚れによる返品も含む)
 - 自社における安全対策の状況
 - 発着荷主先の作業環境の状況
 - 発着荷主先における荷役作業の把握状況 及び安全対策に関する自社の対応
 - パレットやカゴ車等の状況

- ③ 貨物の受取先や納品先で問題があった場合の対応
 - 待機時間の削減に関する取組状況
 - 物流企業と発着荷主との連携状況
- ④ その他、問題や課題となっていること

【待機】現状と問題 1/2

トラック予約受付システム

- 予約時間に遅刻しないように余裕を 持って運行している。
- ✓ 渋滞等による遅れが心配で、早めに現地に到着し、施設外で待機している。
- 希望する時間に予約が取れない。
- ✓ 出発時刻と合わず、予約時間に合わせるための待機が発生している。
- ✓ 複数拠点の集配を効率よく行えない。
- ✓ 待機のため納品が間に合わない場合は、 追加で配車している。
- ・ 配車担当が予約している
- ✓ 事前に配車する物量等の情報鮮度が悪く、各時間の到着台数まではわからないため、場所取りで過剰に予約する

- 予約システムが乱立している。
- ✓ 予約のために複数の機器を用意する必要がある。
- ✓ 予約のための事務業務が増大し、数時間もかかっている。
- 待機時間に地域差がある。
- ✓ 地域によっては、相対的な貨物量が減少している。
- ✓ 待機時間が発生していない地域では、 そもそも荷待ちが問題として上がらない。
- ✓ 問題視している企業としていない企業 での格差がある。

【待機】現状と問題 2/2

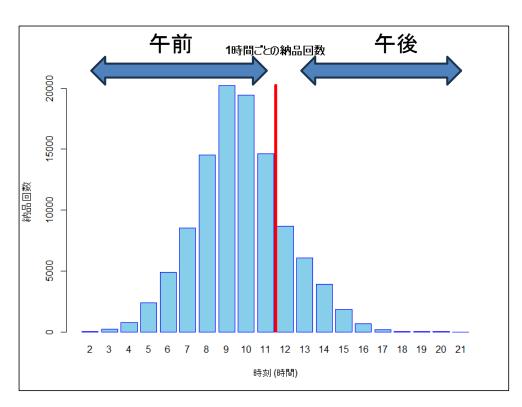
商流

- 発着荷主による引取や納品の時間指定 がある。特に、着荷主による午前中納 品の時間指定が多い。
- ✓ 複数店舗において同時刻の時間指定だ と、積載率を高めた効率の良い配送が できない。
- ✓ そのため非効率の積載効率のまま、複 数の車輌やトラックドライバーを手配 する必要がある。
- ✓ 特定の時間に納品が集中するため、待 機が発生している。
- ✓ 引取や納品時間が指定されているため、 予約時間に合わせるための無駄な待機 が発生している。

- 季節、曜日によって、物量が大幅に変 動する。特に、特売による物量の変動 が大きい。
- ✓ ピーク時に合わせて車輌やトラックド ライバーを手配する必要があり、車輌 等の確保が難しい。
- ✓ また、閑散期には車輌等が余り、ムダ となっている。
- ✓ 一度に大量に納品されるためそもそも 拠点の処理能力を超えた車輌が到着し ており、予約システムが機能していな ()₀

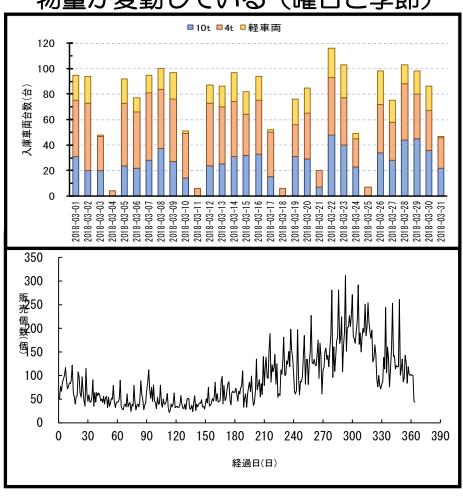
納品の時間帯及び物量の波動の現状

午前中納品が多い



→特に9時と10時の納品が多い

物量が変動している(曜日と季節)

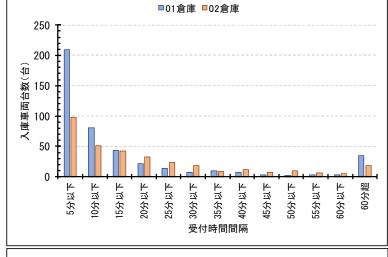


【待機】改善提言 1/2

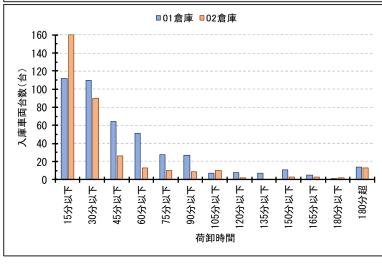
- ・ (原因)予約のための事務業務が増え時間が掛かる原因の一つは、予約システムが 乱立しているからである。
- (対策)システムを標準化することを政府が推し進める
- (原因)トラック予約受付システムにおいて時間調整のための待機や、希望時間帯の予約の集中が起きている根本原因は、着時間のみの指定であり、出発時間を考慮していないためである。
- (対策) それを解決するには、発着時間の調整が必要である。しかし、複数の荷主 や運送事業者が関係するため、調整が困難だと思われる。したがって、まずは自社 内完結する輸送や大口荷主への対応から取り組んでいくことが考えられる。
- (例)工場からメーカー倉庫までの自社物流において、着時間に合わせて出発できるように工場側に製品在庫を置き、荷役作業員を配置することが考えられる。
- (例)大口荷主についてはあらかじめ集中する時間帯を避けた一定のスケジュールにすることで、全体の待機を緩和されることが考えられる。

待機シミュレーション(大口荷主のスケジュール化の効果)

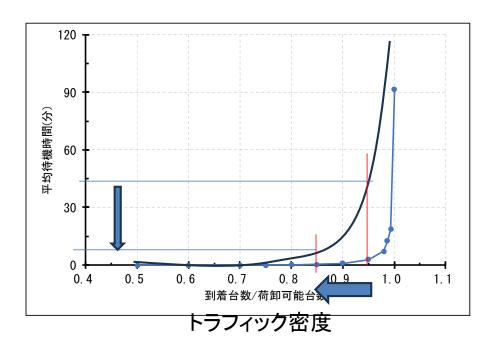
到着頻度



荷卸時間



トラフィック密度到着台数(台/時)処理台数(台/時)



【待機】改善提言 2/2

- (原因) 不必要な予約をするのは、トラック予約受け付けシステムを用いた予約前 に、配車する物量等の情報が分からないためである
- (対策)余裕を持った受注時間の締め切りの設定が必要である。
- ・ (原因)特売時等における荷待ちの問題は、その多くが着荷主が荷役の処理能力を 把握できていないために起きている。
- (対策)処理能力の数値化を義務づけることによって、処理能力を超えた発注による車両の集中を抑制することに繋がる。
- ・ (効果)事前配送の推進による物量波動の平準化に繋がり、輸送効率の効率化や省 人化への貢献が期待できる。
- ・ (対策)スワップボディ車など、荷台を分離可能な車両の導入により、運転手の荷 役待ちをなくすことができる(運送と荷役の分離)

【積込み・取卸し】現状と問題 1/2

作業環境

- 新しい施設では問題ないが、古い施設 では路面の凹みや照明が暗いといった ことがある。
- ✓ 積込等の作業時に凹みにフォークリフ トのタイヤがはまり、商品落下の事故 が発生している。
- ・ トラックドライバーがフォークリフト を操作する際に、普段使用していない 種類のフォークリフトを使用すること がある。
- ✓ 慣れないため積卸に時間が掛かってい ると共に、事故等の危険がある。

- パレット等が破損していることがある。
- ✓ 怪我や商品の損傷の恐れがある。商品 の弁償等の要求をされないように写真 を撮ることもある。
- T11型のパレットであっても、複数の レンタルパレット企業や荷主所有のパ レットが存在している。
- ✓ 荷主所有のパレットから保管用のパ レットへの積替が発生している。
- ✓ 所有者別にパレットを仕分けるために、 多くの時間を要している。

【積込み・取卸し】現状と問題 2/2

契約

- 新規の荷主との契約では、運賃と積卸料 を明確に分けて、作業内容について取り 決めができるようになっている。
- しかし、既存の契約では見直しが進んでいない。今までの付き合いもあり、交渉しにくい。
- ✓ 今も曖昧な契約のまま積卸をトラックドライバーが行っている場合がある。
- ✓ 事故等が発生した場合の責任等が曖昧となり、運送事業者が費用等を負担している。

その他

- 商品の取卸しが終わっても、検品等で待たされることがある。
- ✓ 通常の待機とは違った待ちが発生している。
- また、検品レスとなる情報の活用は進んでいない。
- バースに付けても積卸を待たされることがあり、次の集配があるためトラックドライバーが積卸作業を行うことがある。
- 同様に貨物を取卸しするためのスペースを 確保するために、入庫等の作業をトラック ドライバーが行っていることがある。
- ✓ 契約にない作業であり、望ましくない状態 が発生している。

【附帯作業】現状と問題 1/2

把握状况

待機と異なり、作業時間や作業内容を把 握していないことがある。特に、附帯作 業について料金化の契約を結んでいない 場合に起きている。

契約

- 積卸と同じく、新規の荷主との契約では、 運賃と料金を明確に分けて、作業内容につ いて取り決めができるようになっている。
- しかし、既存の契約では見直しが進んで いない。今までの付き合いもあり、交渉 しにくい。
- ✓ 今も曖昧な契約のまま附帯作業をトラック ドライバーが行っている場合がある。
- ✓ 事故等が発生した場合の責任等が曖昧とな り、運送事業者が費用等を負担している。

その他

- 着荷主側でトラックドライバーが仕分け等 の附帯作業を行わなくてよいように、発荷 主が着荷主の倉庫において、発荷主側が雇 用した作業員を使用して、附帯作業をさせ ている事例があった。トラックドライバー の労働時間短縮や無駄な待機により、次の 配送に間に合わないのを防止するためとい うことであった。
- 入庫後のパレット保管時の荷崩れ防止のた めに、発荷主の包装設計担当者と物流現場 の担当者間で意見交換している。
- 過去、段ボール箱が変形した事例があり、 定期的に確認をし、事故防止に繋げている。

【附帯作業】現状と問題 2/2

- 貨物量が多い首都圏や、長距離輸送に おいては、運転時間を確保するために 附帯作業をドライバーに行わせたくな いと考えている。
- 特殊な附帯作業では、他の運送事業者 との差別化も含めて、積極的に料金化 して受託している場合もある。
- 納品先の人員が足りず、待機が長引く 場合は、トラックドライバー同士で協 力して積み卸や附帯作業を行っている 場合がある。
- ✓ 料金化が行えていないと共に、事故等 の責任が曖昧となっている。

- トラックドライバーが担っていた積み 卸や附帯作業が行われなくなることに なり、その分倉庫側の作業が増えてい
- ✓ 倉庫側の人員不足や人件費の増加に繋 がっている。

【積込み・取卸し・附帯作業】改善提言 1/3

- (原因)荷主先での災害の多さは、荷主の安全対策に対する理解が十分でないためである。
- (対策)改正物流効率化法で定められた荷主に対する努力義務のように、安全対策 についても荷主に対して施設整備等を義務づけるよう法改正する。
- (対策)積込み・取卸し及び附帯作業における作業内容と賃金を具体的に契約で定めるようにする。
- (例)使用するフォークリフトの種類まで明確にする。
- (例)破損の責任等についても、責任範囲を明確に定める。
- (例)検品待ちにおける待機についても受け取る料金を明確にする。

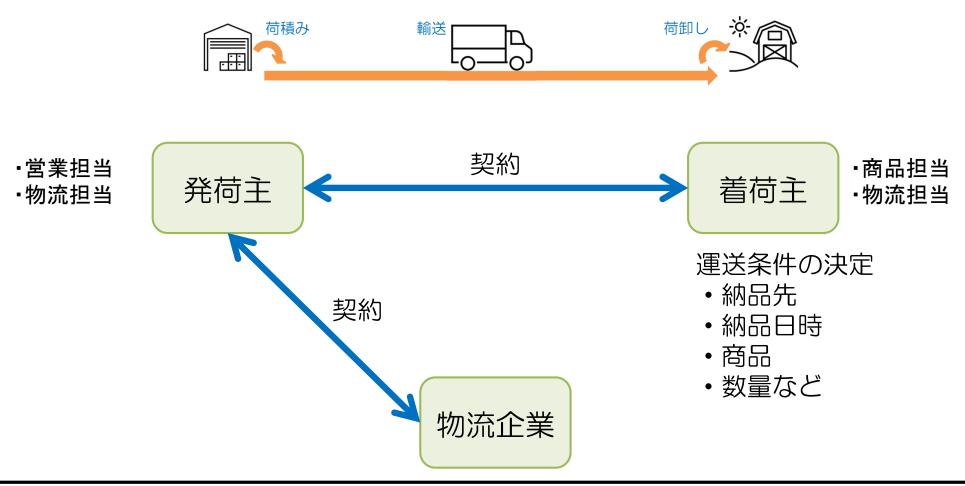
【積込み・取卸し・附帯作業】改善提言 2/3

- (対策)責任の所在を明確にするためにも、既存荷主との契約の見直しを進める。 そのために、運送事業者が既存荷主に対して契約の見直しを進めやすいように、トラック・物流Gメンによる調査を行い、守られていない場合は荷主・運送事業者双方に改善を促す指導を行う。
- (対策)長距離輸送においては、トラックドライバーの長時間労働の是正や運転時間を確保するためにも、附帯作業は倉庫側で行う必要がある。政府は料金化だけでなく、ドライバーの労働時間等も考慮した契約を結ぶよう荷主に対して指導する必要がある。

【積込み・取卸し・附帯作業】改善提言 3/3

- (対策)作業の現状が把握されていないことから、今後の対策を推進していくためにも、運送事業者及び荷主事業者共に、トラックドライバーの作業時間だけでなく作業内容を把握できるようにする。
- (例)契約に含まれていない作業に対する改善や適正な料金の要求ができる。
- (ポイント)ドライバーが契約の範囲を把握していることが肝要である。
- (原因)積み替えなど荷役時間の短縮等のために、一貫パレチゼーションの推進は 必要だが、充分に進んでいない。この原因の一つとして、複数のレンタルパレット が混在し、共用できないことが挙げられる。
- (対策)レンタル会社によるレンタルパレットの共同運用を進める必要がある。そのために、政府が将来に向けた議論の場を設けるべきである。
- (例)ビールパレットのように、パレットの共同回収などから始めていく。

物流及び発着荷主の関係



【運送事業者と発着荷主間の関係】現状と問題

契約

- 発荷主と着荷主間の契約と、発荷主と 運送事業者の契約となっている。
- ✓ 着荷主先で待機や附帯作業等において 問題があっても、直接着荷主に改善要 求できない。
- 荷主においても物流担当と営業等の担当に分かれており、物流に詳しくない営業担当等が発着荷主間の交渉に当たっている。
- ✓ 多重構造によって途中で止まることや、 内容が歪んでしまうこともあると思われる。

当事者意識

- 着荷主の意識が低く、改善に非協力的 となっている。物流の問題に対する理 解のなさに加え、日本独特の商慣行で ある店着価格制によって、当事者意識 が育っていない。
- ✓ 輸送条件の改善が進まず、全体最適に 繋がらない。
- 一部の着荷主では待機等の問題が発生 した場合、待機料を発荷主に支払って いる場合があった。しかし、これは稀 で、多くの場合は支払われていない。
- ✓ 料金化が進んでおらず、運送事業者に 待機料等が支払われない。

【運送事業者と発着荷主間の関係】改善提言 1/2

- (原因)発着荷主における物流に対する理解が十分でない。特に着荷主において不 十分である。また、実際に発着荷主における交渉では、営業担当など物流に詳しく ない者が担当している。(問題の本質を知らず、根本的な解決が見込めないことに 繋がっている)
- (対策)理解してもらうための説明会等の機会を設けて、これへの荷主の参加を促す。その際、荷主の参加者として経営層や物流に携わっていない営業担当等の参加を求める。
- (対策)発着荷主及び運送事業者が定期的に会合を開き、物流の現状について理解を共有できる場を設ける。なお、会合が定期的に開かれるようにするための工夫として、議題等がなくとも現状報告の場として必ず開くようにする。あるいは、一歩踏み込んで、定期的な会合を開くことを義務化することも考えられる。
- (対策)荷主企業において、広く物流担当以外においても物流理解を深めるための 全社員向けの研修会を開く。
- (例) サッポログループのロジ大

【運送事業者と発着荷主間の関係】改善提言 2/2

- (原因)着荷主側における問題は、着荷主と運送事業者が直接話し合いを行えていないこと。さらには、取引の関係から発荷主の営業担当は着荷主に対して改善要求を行いにくい立場にある。
- (対策)発荷主との運送契約の中に、着荷主側における待機等の問題の対応についても記載し、発荷主が主体的に改善に向けて行動するよう工夫する。(ヒアリングでの事例)
- (対策) 着荷主側における問題に対して、契約関係にある発荷主が主体的に着荷主に対して改善要求できるよう、荷主の努力義務として定める。そして、着荷主には発荷主からの改善要求に真摯に対応するよう荷主の努力義務として定める。

総括(提言のまとめ) 1/2

待機

- トラック予約受付システムの乱立による事務作業の煩雑さを防ぐために、政府が標準化を推進する。
- 車両の到着の集中を緩和するため、大口荷主についてはあらかじめ集中する時間帯 を避けた一定のスケジュールで納品させる。
- 荷役の処理能力を踏まえた発注や予約台数を設定するために、着荷主に対して単位 時間あたりに納品を受け付け可能な処理台数(貨物量)の把握を義務づける。

積込み・取卸し・附帯作業

- 荷主先での災害を防止するために、荷主に対して改正物流効率化法で定められたように安全に関する荷主の努力義務を課すよう法改正を行う。
- 運送事業者が契約の見直しを進めやすいように、トラック・物流Gメンによる調査 を行い、守られていない場合は荷主・運送事業者双方に改善を促す指導を行う。

総括(提言のまとめ) 2/2

積込み・取卸し・附帯作業

真の一貫パレチゼーションを進めるために、レンタル会社によるレンタルパレットの共同運用を進める。そのために、政府は将来に向けた議論の場を設ける。

関係者間

- 政府は発着荷主において物流の理解を深めてもらうための説明会等の機会を設ける。 その際、荷主の参加者として経営層や物流に携わっていない営業担当等の参加を求める。
- 着荷主側における問題に対して、契約関係にある発荷主が主体的に着荷主に対して 改善要求できるよう、荷主の努力義務として定める。そして、着荷主には発荷主か らの改善要求に真摯に対応するよう荷主の努力義務として定める。